

日時

H25.11.29

場所

日進市中央福祉センター

講師：ハッピーマップ（ボランティア団体）担当 後藤さん

内容：障害者権利条約・障害者差別解消法 医療モデル・社会モデルを学ぶ
→これからの社会をどうつくっていくか？



障害者権利条約って何？

障害のある人もない人と同じように「人として当たり前の権利と自由を認め、障害者が社会の一員として尊厳を持って生活すること」「目が見えない、歩けない」などその人が持っている機能の障害を『障害』と考えてきたが、そうではなくそうした個人の性質のために働けなかったり、学校へ通えなかったりするような社会の仕組みにも問題があり、そのような社会と人のかかわりから『障害』が生じる

選挙公報(印刷物)



2011年4月実施 日進市議会議員選挙の時視覚障害者はどうやって選挙公報の内容を知ることができますか？視覚障害者は選挙権はありますが印刷物では情報を知ることができません。そこで『声の広報』など市政情報や行催事等の有益な情報を抜粋し、その内容をCDと60分のカセットテープにまとめ、月2回郵送してきているボランティア団体に選挙公報もカセットなどに入れ情報をお届けしている。

『共に生きる社会』について考える



障害当事者の考え方を聞く



共に生きる社会にするためにはどうしたらよいか？



発表



発表

☆障害者が親元を離れ生活していきたい場合

現実→ボランティア→申し訳ない。気が引ける
→時間が合わない・気が合わない



経済的にwinwinの関係にして暮らす
ひとり暮らしのお年寄りと暮らす。
新聞やテレビで取材してもらい注目してもらう

公共・私有に関わらず建物の
障害者に対する配慮が必要
(ex.トイレの広さ 玄関の傾斜などなど)



障害者との話し合いが必要
意見交換会の設立
完成してからやり直しができないように
しなければいけない。お金がかかる

◎色々な会社でもっと障害者を雇うべき
当事者の意見が反映されないのは
かえってお金がかかる



大学などの教育現場で
ハード面ではスロープをつける
ソフト面では大学でもっと障害者について
講義をしてもらう。